

**個人情報保護法の改正に伴う
福岡市の個人情報保護制度における対応について
(答 申 案)**

**令和4年 月
福岡市個人情報保護審議会**

目 次

第 1	答申にあたって	1
第 2	個人情報保護制度の一元化と審議会での審議の考え方	2
1	個人情報保護制度の一元化	2
2	審議会での審議の考え方	2
第 3	改正法に基づき条例で定める事項	3
1	【必要的規定】開示請求の手数料	3
2	【必要的規定】行政機関等匿名加工情報の手数料	4
3	【任意的規定】条例要配慮個人情報	5
4	【任意的規定】個人情報取扱事務登録簿の作成・公表	7
5	【任意的規定】開示義務（不開示情報）	9
6	【任意的規定】開示・訂正・利用停止の手続	13
7	【任意的規定】審査請求の手続	15
8	【任意的規定】審議会への諮問	17
第 4	参考資料	19
○	諮問書	19
○	審議の経過	20
○	福岡市個人情報保護審議会委員名簿	21

第1 答申にあたって

福岡市においては、市民の個人情報を保護するため、平成3年に福岡市個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）を制定した後、平成15年の個人情報保護関連5法の制定や、平成25年の番号法の制定等に際して必要な改正を行いながら、個人情報の適正な取扱いの確保に努めてきました。

今般、国において、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立や、個人情報保護に関する国際的な制度調和の観点から個人情報保護法の改正が行われ、令和3年5月19日に公布されました。

改正された個人情報保護法（以下「改正法」という。）のうち、地方公共団体に適用される規定は、令和5年4月1日に施行されることから、福岡市においても、それまでの間に必要な準備を行う必要があります。

このような状況の下、当審議会は、令和4年3月22日に福岡市長から「個人情報保護法の改正に伴う福岡市の個人情報保護制度における対応」について諮問を受け、審議会及び同個人情報保護制度部会において、同年〇月まで計〇回の審議を行い、改正法の施行に向けた対応の方向性について答申をまとめるに至りました。

福岡市においては、この答申を踏まえて、現行条例の規定の改廃など必要な対応を行うとともに、市民の個人情報がこれまでと同様に適切に保護されるよう、しっかりと取り組まれることを強く望みます。

最後に、熱心に審議をいただいた委員各位に敬意を表し、感謝を申し上げます。

令和4年〇月〇日

福岡市個人情報保護審議会
会長 五十川 直行

第2 個人情報保護制度の一元化と審議会での審議の考え方

1 個人情報保護制度の一元化

これまでの個人情報保護制度においては、個人情報保護法における基本理念などを共通の基本法とする一方、個人情報の取扱いなど具体的な規律については、民間事業者には個人情報保護法、国の行政機関には行政機関個人情報保護法、独立行政法人等には独立行政法人等個人情報保護法、地方公共団体には個人情報保護条例のように、適用対象ごとにそれぞれ法律や条例で定められていた。

今般、国において、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立や、個人情報保護に関する国際的な制度調和の観点から個人情報保護制度の見直しが行われた。

この中では、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法を改正法に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても改正法における全国的な共通ルールが直接適用されることとなり、地方公共団体では、改正法の施行までの間に、その施行に必要なものとして、①条例で必ず定める必要があるとされている規定（以下「必要的規定」という。）及び②条例で定めることができるとされている規定（以下「任意的規定」という。）を整備することとされた。

2 審議会での審議の考え方

上記1を踏まえて、当審議会では、現行条例と改正法の規定の異同にも留意しつつ、福岡市における改正法の施行に必要となる、必要的規定の内容、任意的規定の要否とその内容の方向性について審議を行った。

【必要的規定】

- 開示等請求における手数料（第89条）
- 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料（第119条）

【任意的規定】

- 条例要配慮個人情報の内容（第60条）
- 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項（第75条）
- 開示等請求における不開示情報の範囲（第78条）
- 開示請求等の手続（第107条及び第108条）
- 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときの審議会等への諮問（第129条）

第3 改正法に基づき条例で定める事項

1 【必要的規定】 開示請求の手数料

市民の利便性、公文書公開請求制度との整合の観点から、開示請求の費用については、現行条例の取扱いと同様に、実費相当の費用のみ徴収できるよう規定を置くべきである。

【説明】

改正法では、地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないと規定している（第89条第2項）。

一方、現行条例では、手数料は徴収しておらず、写しの交付の方法による保有個人情報の開示を受ける者は、市長が定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならないと規定している（第31条）。

この点について改正法では、開示請求等の手続については、改正法の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではないと規定されており（第108条）、条例で定めるところにより、手数料を徴収しないこととすること（手数料の額を無料とすること）や、コピー代や記録媒体の費用等の実費について、開示請求の手数料とは別に徴収することは可能とされている。

現行条例における開示請求の費用負担は、公文書公開請求制度との整合を図りながら、長年に渡って運用されてきたものであり、今回の改正をきっかけに取扱いを変更しなければならない理由も認められない。

そのため、市民の利便性や、公文書公開請求制度との整合の観点を踏まえると、開示請求の費用については、現行条例の取扱いと同様に、実費相当の費用のみ徴収すべきである。

2 【必要的規定】 行政機関等匿名加工情報の手数料

行政機関等匿名加工情報の手数料については、政令に定める標準額のとおりとすべきである。

【説明】

改正法では、都道府県及び政令指定都市に対して、新たに行政機関等匿名加工情報の提供制度の導入が義務付けられ、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならないこととされた(第119条第3項及び第4項)。

この点について、政令で定める手数料の額は、国の行政機関における人件費や提案の審査等の所要時間等から算出されているが、福岡市においてこれと異なる定めをする特殊事情等は見当たらないことから、行政機関等匿名加工情報の手数料については、標準額のとおりとすべきである。

【参考】

《行政機関等匿名加工情報》

個人情報ファイルを構成する保有個人情報を個人情報保護委員会規則で定める基準で加工することにより、特定の個人を識別できないようにした情報(第60条第3項)。

《行政機関等匿名加工情報の提供制度》

地方公共団体の機関が毎年度1回以上、行政機関等匿名加工情報の利用について提案の募集を行い、事業に利用しようとする者からの提案内容が、改正法の規定する基準に適合するかを審査した上で、契約を締結し、提供する制度(第5節)。

《政令第31条に定める標準額》

区分	手数料額
新規作成	・基本事務：21,000円 ・職員の工数：3,950円/時間 ・専門業者への加工委託料
既成 (新規作成契約者以外)	・新規作成と同額
既成 (新規作成契約者)	・12,600円

3 【任意的規定】 条例要配慮個人情報

現時点において、条例要配慮個人情報として独自に規定すべき内容はなく、今後の市の施策展開等により必要が生じた際に改めて検討すべきである。

【説明】

改正法では、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報を「要配慮個人情報」として定義した上で（第2条第3項）、さらに、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報を「条例要配慮個人情報」として条例で定めることができると規定している（第60条第5項）。

一方、現行条例では、要配慮個人情報に相当する定義規定はないが、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を、法令等に定めがあるときなどの例外を除き、収集してはならないとして収集に関する制限を規定している（第8条第5項）。

改正法では、個人情報の保有（取得）は、条例を含む法令の定める事務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、利用目的をできる限り特定しなければならないとし（第61条）、偽りその他不正の手段で、個人情報を取得することを禁止しており（第64条）、行政機関等は特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を保有できず、要配慮個人情報を取得する場合も含めて、特定された利用目的のために必要な場合に限られるため、現行条例のような収集に関する制限は設けられていない。

このような点も踏まえて、現行条例と改正法の規定を比較したところ、現行条例において収集が制限される個人情報は、改正法に規定された要配慮個人情報に含まれ、現時点において条例要配慮個人情報として独自に規定すべき内容は認められないことから、今後の社会情勢の変化や市の施策展開等を踏まえて、必要が生じた際に改めて検討すべきである。

【参 考】

《改正法における要配慮個人情報》

改正法第2条第3項	政令第2条
<ul style="list-style-type: none">・人種・信条・社会的身分・病歴・犯罪の経歴・犯罪により害を被った事実	<ul style="list-style-type: none">・身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害があること・医師等により行われた健康診断その他の検査の結果・医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと・被疑者又は被告人として、刑事事件に関する手続が行われたこと・非行少年等として、少年の保護事件に関する手続が行われたこと

4 【任意的規定】個人情報取扱事務登録簿の作成・公表

- ① 改正法で作成・公表が義務付けられる個人情報ファイル簿に加えて、趣旨・目的が共通し、記載項目が近似した個人情報取扱事務登録簿の作成・公表を規定すべき理由は認められない。

(運用上の配慮事項について)

- ② ウェブ上での個人情報ファイル簿の検索を容易にする公表システムの整備などにより、市民の利便性の向上に努めるべきである。

【説明】

- ① 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表について

改正法では、個人情報ファイルの存在及び概要を明らかにすることにより透明性の確保を図り、利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に役立てるとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようにするため、「個人情報ファイル簿」を作成し、公表しなければならないとした上で(第75条第1項)、さらに、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではないと規定している(第75条第5項)。

一方、現行条例では、同様の理由から「個人情報取扱事務届出書兼個人情報目録(個人情報取扱事務登録簿)」を作成し、公表しなければならないと規定している(第7条第5項)。

そこで、両者を比較したところ、趣旨・目的が共通し、記載項目が近似していることから、改正法で作成・公表が義務付けられる個人情報ファイル簿に加えて、個人情報取扱事務登録簿の作成・公表を規定すべき理由は認められない。

(運用上の配慮事項について)

- ② 市民の利便性の向上について

個人情報取扱事務登録簿は、現在、福岡市ホームページに掲載されているが、福岡市においては、改正法の施行に併せて、国の e-Gov を参考に個人情報ファイル簿の検索を容易にする公表システムの整備を進めるなど、制度の運用に当たっては、市民の利便性の向上に努めるべきである。

【参 考】

《個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務登録簿の主な記載項目》

個人情報ファイル簿（改正法）	個人情報取扱事務登録簿（現行条例）
①個人情報ファイルの名称	①個人情報取扱事務の名称
②個人情報ファイルを利用する事務の担当部署	②個人情報取扱事務の担当部署
③個人情報ファイルの利用目的	③個人情報取扱事務の目的
④記録項目	④記録項目
⑤記録範囲	⑤個人情報の本人の範囲
⑥記録情報の収集方法	⑥個人情報の収集先・収集方法
⑦要配慮個人情報の有無	⑦経常的な利用の範囲・提供先
⑧記録情報の経常的提供先	⑧個人情報の処理形態（電算処理等）
⑨開示請求等を受理する担当部署	⑨主な公文書の名称
⑩個人情報ファイルの種別（電算処理等）	⑩閲覧等の制度
⑪匿名加工情報の提案募集の対象	
⑫匿名加工情報の提案を受ける担当部署	

5 【任意的規定】開示義務（不開示情報）

- ① 「個人に関する情報のうち公務員等の職務の遂行に係る情報」については、現行条例及び情報公開条例よりも改正法における開示範囲が狭くなることのないよう、公務員等の氏名を不開示情報から除外するための規定を置くべきである。
- ② 「市民生活の安全等に関する情報」については、現行条例及び情報公開条例における不開示情報の保護が引き続き維持されるよう、情報公開条例との整合を図る規定を置くべきである。
- ③ 「他の法令の規定等により開示することができない情報」については、改めて規定を置く必要はない。

（運用上の配慮事項について）

- ④ 「個人に関する情報のうち当該個人が開示することに同意していると認められる情報」については、現行条例及び情報公開条例よりも改正法における開示範囲が狭くなることのないよう、事務の手引き等で改正法における解釈を明確にすべきである。

【説明】

改正法では、開示請求における不開示情報を具体的に列挙した上で（第78条第1項各号）、地方公共団体への適用に当たっては、

- （1）法が定める不開示情報に該当するものであっても情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは不開示情報から除外すること
- （2）行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるものについては、不開示情報とすることとして、情報公開条例の規定との整合を図ることを可能としている（第78条第2項）。

この点について情報公開条例、現行条例及び改正法の規定を比較するとともに、解釈・運用の面も含めて実質的に改正法の開示範囲に含まれているかどうかの観点、開示請求に関して蓄積された個人情報保護審議会や情報公開審査会の答申などこれまでの運用との整合性の観点から、上記（1）及び（2）に係る規定の要否の検討を行った。

(1) 改正法の不開示情報から除外するもの

① 個人に関する情報のうち公務員等の職務の遂行に係る情報

現行条例及び情報公開条例では、個人に関する情報のうち、公務員等の「職」、「職務遂行の内容」及び「氏名」に係る部分は開示するものと規定している（現行条例：第20条第2号エ、情報公開条例：第7条第1号ウ）。

一方、改正法では、個人に関する情報のうち、公務員等の「職」及び「職務遂行の内容」に係る部分については開示するが、公務員等の「氏名」については不開示とされている（第78条第1項第2号ハ）。

これらの規定を比較したところ、現行条例及び情報公開条例よりも改正法における開示範囲が狭くなることのないよう、情報公開条例の規定により開示することとされている情報として不開示情報から除外するための規定を置くべきである。

(2) 改正法の不開示情報に加えるもの

② 市民生活の安全等に関する情報

現行条例及び情報公開条例では、公にすることにより、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護、犯罪の予防又は捜査その他の市民生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示情報として規定している（現行条例：第20条第4号、情報公開条例：第7条第3号）。

一方、改正法では、直接これに相当する規定はなく、開示することにより事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報の一つとして、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示情報として規定している（第78条第1項第7号ロ）。

これらの規定を比較したところ、犯罪の予防や捜査など共通する部分もあるものの、現行条例や情報公開条例が、事務又は事業に関する情報（行政運営情報）とは別の情報として規定している趣旨も踏まえると、実質的な開示範囲に差異があると認められることから、現行条例及び情報公開条例における不開示情報の保護が引き続き維持されるよう、情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする規定を置くべきである。

③ 他の法令の規定等により開示することができない情報

現行条例及び情報公開条例では、他の法令の規定等により開示することができない情報を不開示情報として規定している（現行条例：第20条第7号、情報公開条例：第7条第6号）。

一方、改正法では、これに相当する規定はないが、他の法令の規定等により開示することができないとされている場合、改正法第 78 条第 1 項各号のいずれかの類型に当てはめることが可能であると考えられることから、改めて規定を置く必要はない。

(運用上の配慮事項について)

- ④ 個人に関する情報のうち当該個人が開示することに同意していると認められる情報
現行条例では、個人に関する情報のうち、当該個人が開示することに同意していると認められる情報を開示するものと規定している（第 20 条第 2 号イ）。

一方、国においては、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」（第 78 条第 1 項第 2 号イ）に当たるとの答申例もあるが、改正法で直接これに相当する規定はない。

この規定については、情報公開条例に相当する規定がないことから、改正法の不開示情報から除外する規定を置くことはできないものの、現行条例及び情報公開条例よりも改正法における開示範囲が狭くなることのないよう、職員が使用する事務の手引き等で改正法の解釈を明確にしておく必要がある。

【参 考】

《情報公開条例、現行条例及び改正法の規定の比較》

情報公開条例第7条	個人情報保護条例第20条 (現行条例)	改正個人情報保護法第78条 (改正法)
<p>ウ 当該個人が公務員等(略)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等の職及び氏名に係る部分を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。)</p>	<p>エ 当該個人が公務員等(略)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等の職及び氏名に係る部分を開示することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。)</p>	<p>ハ 当該個人が公務員等(略)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p>
<p>(3) 公にすることにより、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護、犯罪の予防又は捜査その他の市民生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報</p>	<p>(4) 開示することにより、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護、犯罪の予防又は捜査その他の市民生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報</p>	<p>ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関(都道府県の機関を除く。)又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ</p>
	<p>イ 当該個人が、開示することについて同意していると認められる情報</p>	<p>イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p>
<p>(6) 法令等若しくは福岡市議会会議規則(略)の規定又は実施機関が法律上従う義務を負う国等の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報</p>	<p>(7) 法令等若しくは福岡市議会会議規則(略)の規定又は実施機関が法律上従う義務を負う国等の機関の指示により、開示することができないと認められる情報</p>	

6 【任意的規定】開示・訂正・利用停止の手続

- ① 開示・訂正・利用停止決定等の期限については、市民の利便性、公文書公開請求制度との整合の観点から、いずれも現行条例と同等の期限となるよう規定を置くべきである。

(運用上の配慮事項について)

- ② 現行条例で存否応答拒否を行った場合に、個人情報保護審議会への報告を義務付けている仕組みについては、審議会が制度の運用を事後的にチェックできるよう、改正法のもとでも報告の仕組みが必要である。

【説明】

- ① 開示決定等の期限について

改正法では、開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならないとした上で、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、その期間を30日以内に限り延長することができる」と規定している（第83条）。

一方、現行条例では、開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して7営業日以内にしなければならないとした上で、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示請求があった日の翌日から起算して20営業日を限度として延長することができる」と規定している（第25条）。

この点について改正法では、開示請求等の手続については、改正法の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではないと規定されており（第108条）、条例で定めるところにより、開示決定等の期限を改正法の規定より短い期間とすることも可能とされている。

現行条例における開示決定等の期限は、公文書公開請求制度との整合を図りながら、長年に渡って運用されてきたものであり、今回の改正をきっかけに期限を変更しなければならない理由も認められない。

そのため、市民の利便性や、公文書公開請求制度との整合の観点を踏まえると、開示決定等の期限は、現行条例と同等の期限となるよう規定を置くべきである。

また、訂正・利用停止決定等の期限も同様に、現行条例と同等の期限となるよう規定を置くべきである。

(運用上の配慮事項について)

② 存否応答拒否報告について

現行条例では、開示請求に対して、個人情報の存否を回答するだけで、非開示情報により保護する利益が損なわれるおそれがある場合に、例外的に個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否する存否応答拒否を定めるとともに（第23条第1項）、実施機関は、存否応答拒否をしたときは、個人情報保護審議会に報告しなければならないこととしている（同条第2項）。

一方、改正法では、存否応答拒否をすることができる旨の規定はあるが（第81条）、審議会への報告に相当する規定はない。

この点について、現行条例が審議会に報告を義務付ける趣旨は、開示請求に対する例外的な処分である存否応答拒否の運用を、審議会が事後的にチェックするものであり、改正法のもとでもその必要性は変わらないことから、存否応答拒否を行った際には審議会に対して、開示請求に係る保有個人情報の内容や、その存否を明らかにしない理由について報告を行う仕組みが必要である。

7 【任意的規定】 審査請求の手続

審査請求に関して、個人情報保護審議会がこれまでと同様に審議を行うことができるよう、行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関に位置付けるとともに、インカメラ審理など必要な権限及び諮問・裁決期限など必要な手続について規定を置くべきである。

【説明】

○ 審査請求を諮問する機関

改正法では、開示決定等について審査請求があったときは、行政不服審査法第 81 条第 1 項（常設）又は第 2 項（臨時）の機関に諮問しなければならないと規定している（第 105 条第 3 項により読み替えて適用する同条第 1 項）。

現行条例では、開示決定等について審査請求があったときは、個人情報保護審議会に諮問している（第 49 条第 1 項）が、個人情報保護審議会は常設の附属機関であるため、改正法のもとでも引き続き、審査請求に係る調査審議を行うためには、行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関に位置付ける必要がある。

○ インカメラ審理など必要な権限及び諮問・裁決期限など必要な手続

改正法では、審査請求の手続について、改正法の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではないと規定されている（第 108 条）。

現行条例では、実施機関の判断の適法性等について迅速かつ適切に判断するために、審議会が開示決定等に係る保有個人情報を実際に見分するインカメラ審理など開示請求等に特有の権限が規定されているが（第 63 条）、改正法により読み替えて適用する行政不服審査法の調査手続には、これら開示請求等に特有の調査権限は規定されていない。

また、現行条例では、審査請求があったときは、当該審査請求に係る審査庁は、当該審査請求があった日の翌日から起算して 30 日以内に、個人情報保護審議会に諮問しなければならないとした上で（第 49 条第 1 項）、諮問をした審査庁は、当該諮問に対する個人情報保護審議会の答申を受けたときは、これを尊重して、当該答申があった日の翌日から起算して 30 日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならないと規定しているが（同条第 2 項）、改正法のもとでは、審査庁は、行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関から諮問に対する答申を受けたときは、遅滞なく、裁決をしなければならないとの規定はあるが（改正法第 106 条第 2 項により読み替えて適用される行政不服審査法第 44 条）、現行条例のような 30 日以内という具体的な諮問・裁決の期限は規定されていない。

そのため、審査請求に関して個人情報保護審議会がこれまでと同様に審議を行うことができるよう、現行条例と同等のインカメラ審理等の権限及び諮問・裁決の期限について規定を置くべきである。

8 【任意的規定】 審議会への諮問

条例の改正など制度のあり方や、特定個人情報保護評価など制度の運用について、改正法第 129 条に基づき審議会に諮問することができるよう、必要な規定を置くべきである。

【説明】

現行条例では、下記の事項について審議会の意見を聴くため、諮問を行うことが規定されている。

- (1) 個別事案の個人情報の取扱いについての諮問事項
 - 本人以外のものからの個人情報の収集（第 8 条第 4 項第 7 号）
 - 思想、信条等に関する個人情報の収集（第 8 条第 5 項第 3 号）
 - 利用目的以外の目的での保有個人情報の利用・提供（第 10 条第 2 項第 6 号）
 - 市の機関以外の者との間での通信回線による電子計算組織の結合（第 12 条）
- (2) 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての審査請求（第 49 条第 1 項）
- (3) 個人情報保護制度の運用に関する重要事項（第 56 条第 2 項第 4 号）
（条例の改正、特定個人情報保護評価）

一方、改正法では、地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる」と規定されている（第 129 条）。

この点について、個人情報保護委員会が作成する改正法のガイドラインによると、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用して解釈を委員会が一元的に担う仕組みが確立されたところ、地方公共団体の機関において、法に照らした個別事案の適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という改正法の趣旨に反するものであるとされている。

なお、法及びガイドライン等の適正な運用をもって個人情報の保護が図られることとなることに加え、地方公共団体は、法第 166 条の規定に基づき、専門性を有する委員会に助言を求めることも可能であることから、個別の事案について重ねて審議会等の意見を聴くことが必要となる場面は少なくなると考えられるともされている。

そのため、改正法の施行後は、上記（１）の個別事案の個人情報の取扱いについて、審議会へ諮問を行うことは想定されなくなるものの、これまで個人情報保護制度の運用に関する重要事項として諮問を行ってきた、上記（３）の条例の改正や特定個人情報保護評価に関する事項については、改正法のもとでも審議の必要性は変わらないことから、これらの事項について改正法第 129 条に基づき審議会に諮問することができるよう、必要な規定を置くべきである。

なお、上記（２）の審査請求については、改正法のもとでも審議会が行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関として、引き続き諮問を受けることは、前記「7 【任意事項】 審査請求の手続」で述べたとおりである。

第4 参考資料

諮 問 書

情公第410号
令和4年3月22日

福岡市個人情報保護審議会
会長 五十川 直行 様

福岡市長 高島 宗一郎

個人情報保護法の改正に伴う
福岡市の個人情報保護制度における対応について（諮問）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され、地方公共団体についても同法に定める全国的な共通ルールが適用されることに伴い、福岡市においても、同法の施行までの間に、同法の趣旨・目的及び関係規定に照らして、所要の対応を講ずる必要が生じております。

つきましては、福岡市個人情報保護条例第56条第2項第4号の規定により、同法に基づき条例で定める事項等、福岡市の個人情報保護制度における対応の方向性について諮問します。

審議の経過

開催日	会 議	主な審議事項等
令和4年 3月28日	第61回 全体会	諮問
令和4年 4月20日	第8回 制度部会	調査審議 ○現行条例と改正法の主な相違点 ○条例事項 ・【任意的規定】 条例要配慮個人情報 ・【任意的規定】 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表
令和4年 5月18日	第9回 制度部会	調査審議 ○条例事項 ・【任意的規定】 開示義務（不開示情報）
令和4年 6月22日	第10回 制度部会	調査審議 ○条例事項 ・【任意的規定】 開示・訂正・利用停止の手續 ・【必要的規定】 開示請求の手数料
令和4年 7月20日	第11回 制度部会	調査審議 ○条例事項 ・【任意的規定】 審査請求の手續 ・【必要的規定】 行政機関等匿名加工情報の手数料
令和4年 8月17日	第12回 制度部会	調査審議 ○条例事項 ・【任意的規定】 審議会への諮問
令和4年 9月14日	第13回 制度部会	調査審議 ○これまでのふり返りと答申の方向性の確認
令和4年 10月5日	第14回 制度部会	答申案の審議①
令和4年 11月〇日	第15回 制度部会	答申案の審議②
令和4年 11月〇日	—	答申

福岡市個人情報保護審議会委員名簿

(敬称略、五十音順、役職名は就任当時)

氏名	役職名	部会等
いそがわ なおゆき 五十川 直行	九州大学 名誉教授	会長 制度部会長
いながわ しゅうじ 稲川 秀司	福岡銀行 クオリティ統括部 コンプライアンス室 部長代理	
いなば みゆき 稲葉 美由紀	九州大学大学院 基幹教育院 教授	
えぼし こういち 永星 浩一	福岡大学 商学部 教授	制度部会委員
おおがみ ともこ 大神 朋子	弁護士	
おやま たけし 小山 毅	福岡市自治協議会等7区会長会	
きたさか なおひろ 北坂 尚洋	福岡大学 法学部 教授	部会長職務代理者 制度部会委員
さくま こう 作間 功	弁護士	会長職務代理者 制度部会委員
とりごえ しほり 鳥越 しほり	有限責任監査法人トーマツ リスクアドバイザー事業本部 マネジャー 公認情報システム監査人	
はぎわら かよこ 萩原 香代子	福岡市七区男女共同参画協議会	
やました あきこ 山下 亜紀子	九州大学大学院 人間環境学研究院 准教授	制度部会委員